

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		墓所の使用許可
根拠法令及び条項		新座市営墓園条例第19条
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	新座市営墓園条例第11条、第12条、第16条、第17条、第18条及び第20条並びに市営墓園規則第3条から第9条
	基準 (未設定の場合はその理由)	【一般墓所】 一般墓所の使用許可申請ができる者は、以下、4点の基準に合致する者とする。 1 引き続き3年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。 2 祭祀を主宰する者であること。 3 新座市営墓園の使用権利者ではないこと。 4 現に焼骨を所持していること。 資格を満たす証明として、申請に必要な書類に住民票の写しの原本及び火葬許可証の原本を添えて提出させ、書類審査する。 【合葬式墓所（園内改葬）】 合葬式墓所の園内改葬の手続きができる者は、以下、2点の基準に合致する者とする。 1 普通墓所、芝生墓所及び特別墓所の使用権利者であり、合葬式墓所の使用を目的とし、現に使用している墓所の全部を市長に返還すること。 2 その他、市長が特別の事情があると認めた者であること。 申請に必要な書類を提出させ、書類審査する。 併せて、使用権利者が現に使用している墓所の返還手続を行う。 【合葬式墓所（新規申込）】 合葬式墓所の園内改葬の手続きができる者は、以下、2点の基準に合致する者とする。 1 引き続き3年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。 2 新座市営墓園の使用権利者ではないこと。 資格を満たす証明として、申請に必要な書類に住民票の写しの原本を添えて提出させ、書類審査する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和8年4月1日最終変更）

標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 理由 許可については、書類審査のみによるものではなく、書類審査後に必要に応じて抽選（※）を行い、使用料等の支払いを経て正式に決定するものであり、決定までの日数を要することから標準処理期間は設定しない。 ※ 一般墓所の場合、通年で随時申請を受け付けるため抽選は行わない。
	設定等年月日	平成 1 1 年 7 月 1 日設定（令和 8 年 2 月 2 日最終変更）